

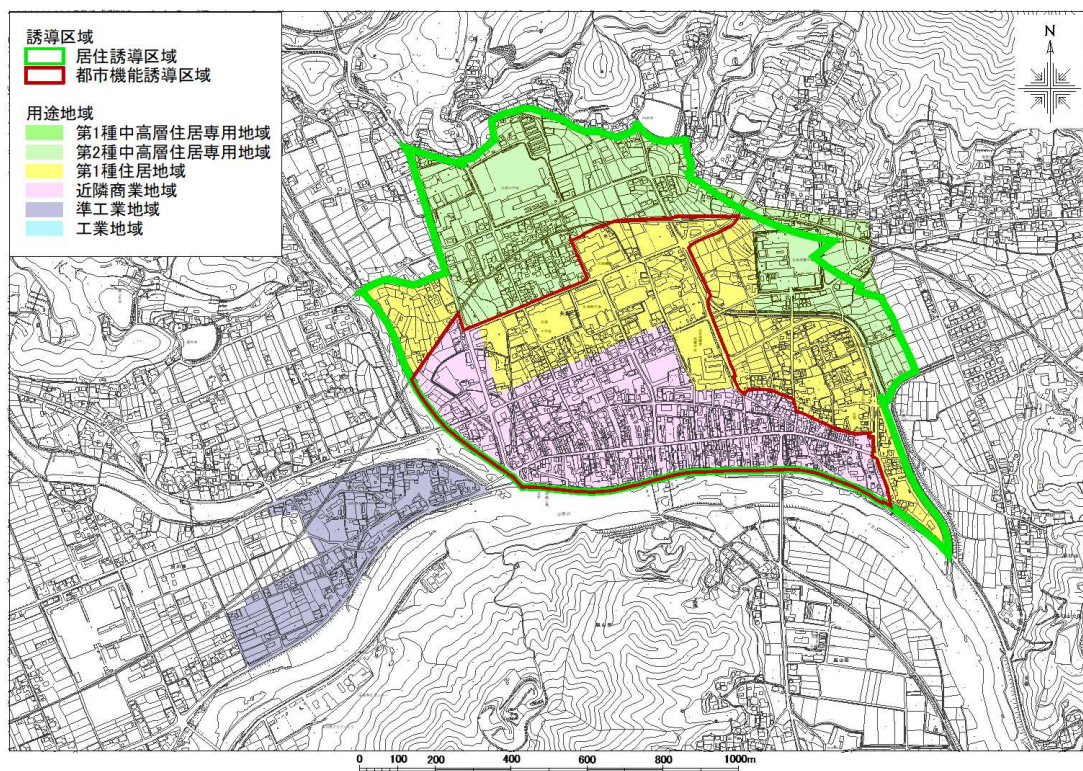
矢掛町立地適正化計画に基づく 届出制度のお知らせ

令和5（2023）年3月31日から届出制度が始まります！

人口減少や少子高齢化の進展、自然災害の頻発化・激甚化などを背景とし、財政等も含めた持続可能な都市づくりの推進が必要であるため、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域や居住誘導区域等を定める「矢掛町立地適正化計画」を策定し、令和5年3月31日に公表します。

計画の公表に伴い、誘導区域外における一定規模以上の開発や建築行為を行う際に、**行為着手の30日前までの届出が義務づけ**されます。

都市機能誘導区域・居住誘導区域・都市機能誘導施設



都市機能誘導施設

福祉施設等
(総括サービス)

病院

認定こども園

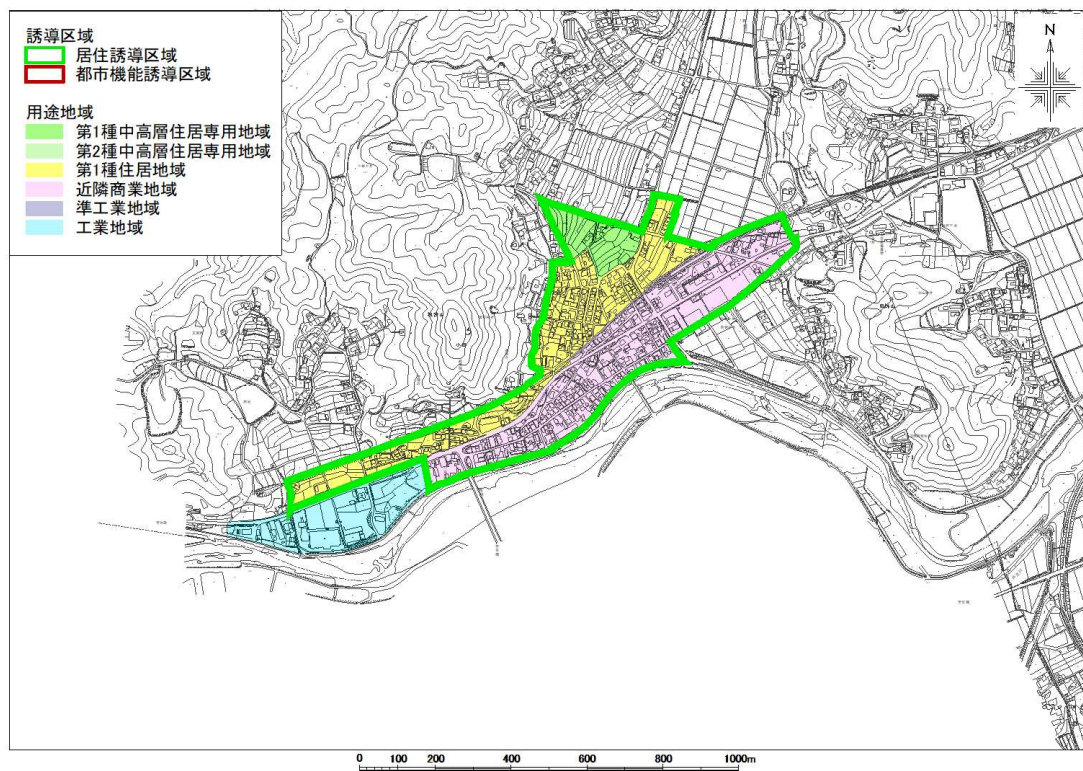
子育て施設等

図書館

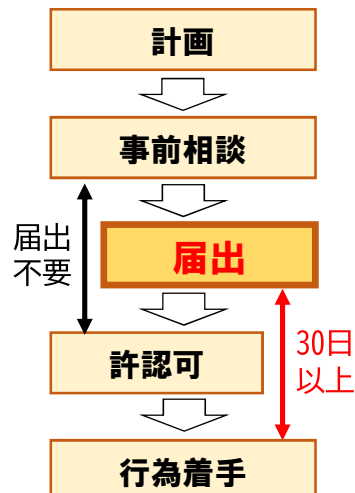
交流施設等

銀行等

町役場庁舎



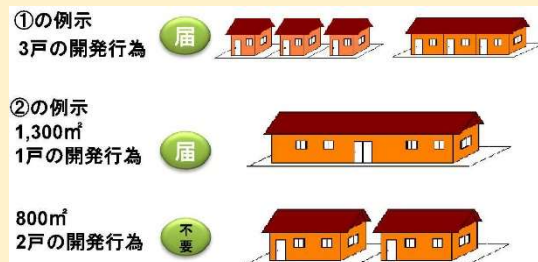
届出の流れ



①居住誘導区域外における一定規模以上の開発・建築等行為

【開発行為（様式1・3）】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



【建築等行為（様式2・3）】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



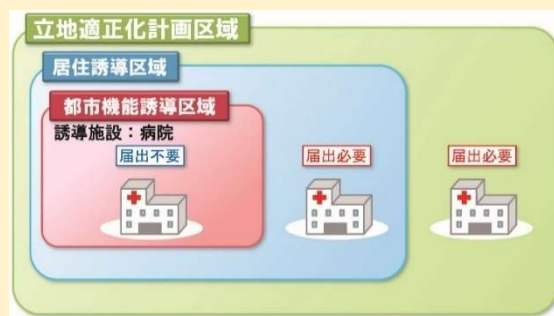
②都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の開発・建築等行為

【開発行為（様式4・6）】

- 都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【建築等行為（様式5・6）】

- ① 都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合



③都市機能誘導区域内における都市機能誘導施設の休止・廃止

【休止・廃止（様式7）】

留意事項

- ★届出に係る開発行為、建築等行為、休止・廃止が、「矢掛町立地適正化計画」の実現に支障があると認められる場合は、都市再生特別措置法に基づき、勧告や助言などの必要な措置を行うことがあります。
- ★届出をしないで、又は虚偽の届出をして、届出の必要な行為を行った場合、法第130条に基づき、30万円以下の罰金に処される場合があります。
- ★届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明の対象となります。